

『簡単な副業』詐欺かも

全国の生活センターには交流サイト（SNS）などをきっかけとした、副業トラブルに関する相談が多く寄せられています。

▼副業ランキングサイトから「準備はスマホだけ」「いいねを押すだけ」で稼げるという副業に応募した。高額報酬を得るための登録料として、まず1万円振り込むようにと言われた。その後もサイト利用料などとさまざまな支払いを求められ、合計7万円振り込んだが報酬は得られなかった。（20代・女性）

▼動画投稿サイトの広告を見て副業サイトに登録した。その後、業者から電話があり、手っ取り早くもうかるからと100万円のサポートプランを勧められた。お金がないと断ると「貸金業者で借金をする方法を教えるのでスマホに遠隔操作アプリを入れるように」と指示された。業者から言われるままスマホの操作を行い、2社の貸金業者から50万円ずつ借金し、指定された個人口座に振り込んだ。もうからず、借金の返済が出来ない。（20代・男性）

「簡単に稼げる」と強調するネット広告やSNSの情報は詐欺の可能性があります。安易に信用せず、作業内容や利益が出る仕組みがよく分からなければ契約しないようにしましょう。また、高額なサポート契約をさせるため遠隔操作アプリを悪用し、借金をさせる手口が目立っています。借金をしてまで契約しないようにしましょう。

18歳の成年年齢に達すると契約を一方的に取り消すことはできなくなります。始める前に家族など周りの人々に相談することも大切です。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。